

事業報告書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称

医療法人永寿会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地

主たる事務所 福岡県福岡市西区今津3810番地
従たる事務所 東京都八王子市西寺方町105番地

(3) 設立許可年月日

昭和56年 7月27日

(4) 設立登記年月日

昭和56年 8月 6日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	齋藤 秀樹	
専務理事	齋藤 薫	恩方病院管理者
理事	品川 裕治	シーサイド病院管理者、シーサイド病院介護医療院管理者
同	田中 裕之	陵北病院管理者、介護医療院陵北病院管理者
同	長沼 英俊	川添記念病院管理者
同	田口 洋	介護老人保健施設ゆうむ管理者
同	齋藤 晃樹	
同	齋藤 佑輝	
監事	榎戸 敏文	

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	シーサイド病院	4011129808	福岡県福岡市西区 今津3810番地	一般病床 0床 療養病床 180床 [医療保険 180床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床
病院	恩方病院	1312970150	東京都八王子市西 寺方町105番地	一般病床 0床 療養病床 85床 [医療保険 85床] [介護保険 0床] 精神病床 385床 感染症病床 0床 結核病床 0床
病院	陵北病院	1312970143	東京都八王子市西 寺方町315番地	一般病床 42床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 0床 感染症病床 0床 結核病床 0床

病院	川添記念病院	4011018845	福岡県福岡市西区 今津4760番地	一般病床 0床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床] 精神病床 300床 感染症病床 0床 結核病床 0床
介護医療院	シーサイド病院介護医療院	40B1200011	福岡県福岡市西区 今津3810番地	入所定員 233名
介護医療院	介護医療院陵北病院	13B2900018	東京都八王子市西 寺方町315番地	入所定員 369名
介護老人 保健施設	ゆうむ	1357080237	東京都八王子市西 寺方町284番地	入所定員 100名 通所定員 35名

(2)付帯業務

種類又は事業名	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護事業 認知症対応型通所介護事業 グループホームシーサイド	福岡県福岡市西区今津3810番地	
居宅介護支援事業 ケアプランサービスシーサイド	福岡県福岡市西区今津3810番地	
訪問看護事業 介護予防訪問看護事業 訪問看護ステーションりょうほく	東京都八王子市西寺方町315番地	
地域包括支援事業 八王子市地域包括支援センター旭町 【八王子市から委託を受けて管理】	東京都八王子市旭町8番10号 比留間ビル3階	

(3)収益業務

該当なし

(4)当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項

- 令和7年4月1日 ・ 役員報酬の決定
- 令和7年6月24日 ・ 令和6年度決算の承認
- 令和8年3月18日 ・ 恩方病院、介護老人保健施設ゆうむ管理者の交代
- 令和8年3月24日 ・ 令和8年度事業計画及び収支予算の決定

(5)当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6)当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7)当該会計年度内に開設(許可)した主要な施設

該当なし

(8)当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9)その他

- ・恩方病院 事務長、看護部長交代 精神療養 西病棟42床休床
- ・シーサイド病院リハビリ庭園竣工 介護医療院 5棟定員53名休棟
- ・川添記念病院事務長交代

様式第三号

法人名 医療法人 永寿会

所在地 福岡県福岡市西区今津3810番地

※医療法人整理番号 00044

財 産 目 録

(令和 8年 3月31日現在)

1. 資 産 額	13,657,181 千円
2. 負 債 額	2,931,824 千円
3. 純 資 産 額	10,725,356 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,647,567
B 固 定 資 産	8,009,614
C 資 産 合 計 (A+B)	13,657,181
D 負 債 合 計	2,931,824
E 純 資 産 (C-D)	10,725,356

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有□賃借■部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□法人所有□賃借■部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式第一号

法人名 医療法人 永寿会

所在地 福岡県福岡市西区今津3810番地

※医療法人整理番号 00144

貸借対照表

令和8年3月31日 現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
I 流動資産	5,647,567	I 流動負債	1,341,342
現金及び預金	3,736,235	買掛金	66,917
医業未収金	1,731,439	短期借入金	40,000
未収金	129,236	未払費用	675,432
前払費用	32,775	賞与引当金	312,230
その他の流動資産	29,603	未払法人税等	41,678
貸倒引当金	△ 11,722	その他の流動負債	205,084
II 固定資産	8,009,614	II 固定負債	1,590,482
1 有形固定資産	6,793,952	長期未払金	7,392
建物	3,778,669	退職給付引当金	1,498,244
構築物	351,782	役員退職慰労引当金	8,800
医療用器械備品	35,622	預り保証金	76,045
その他の器機備品	174,577		
車両及び船舶	4,727		
土地	2,331,761	負債合計	2,931,824
建設仮勘定	116,812	純資産の部	
2 無形固定資産	67,750	I 出資金	46,000
ソフトウェア	62,823	II 積立金	10,677,751
その他の無形固定資産	4,927	繰越利益積立金	10,677,751
3 その他の資産	1,147,910	III 評価・換算差額等	1,605
投資有価証券	23,851	その他有価証券評価差額金	1,605
ゴルフ会員権	167,420		
保険積立金	200,000		
繰延消費税額	72,180		
貸倒懸念債権	52,055		
繰延税金資産	561,080		
その他の固定資産	123,377		
貸倒引当金	△ 52,055	純資産合計	10,725,356
資産合計	13,657,181	負債・純資産合計	13,657,181

様式第二号

法人名 医療法人 永寿会

所在地 福岡県福岡市西区今津3810番地

※医療法人整理番号 00(44)

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		10,882,612
2 事業費用		
(1)事業費	10,352,623	
(2)本部費	674,823	
本来業務事業損失		△ 144,834
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		228,111
2 事業費用		276,669
附帯業務事業損失		△ 48,557
事業損失		△ 193,391
II 事業外収益		
患者外給食収益	94,313	
不動産賃貸収入	33,928	
国庫補助金収入	384,264	
その他の事業外収益	23,938	
III 事業外費用		
患者外給食委託費	132,843	
その他の事業外費用	1,938	
經常利益		208,272
IV 特別利益		
国庫補助金収入	70,156	
その他の特別利益	2,141	
V 特別損失		
固定資産圧縮損	14,279	
圧縮記帳特別勘定繰入金	37,178	
その他の特別損失	13,655	
税引前当期純利益		215,456
法人税・住民税及び事業税		67,803
法人税等調整額		△ 4,458
当期純利益		152,111

純資産変動計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日 単位 千円

	出資金	積立金	純資産の部	
			評価・換算差額等	純資産の部
	出資金	繰越利益積立金	有価証券評価差額金	
令和 7 年 4 月 1 日	46,000	10,525,639	1,172	10,572,812
会計年度中の変動額				
当期純損益金		152,111		152,111
その他有価証券の評価益			432	432
会計年度中の変動額合計		152,111	432	152,544
令和 8 年 3 月 31 日	46,000	10,677,751	1,605	10,725,356

様式第五号

法人名 医療法人 永寿会

所在地 福岡県福岡市西区今津3810

※医療法人整理番号 00144

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	13,092,912	125,585	87,893	13,130,604	9,351,935	276,246	3,778,669
	構築物	849,182	180,703	-	1,029,885	678,103	25,732	351,782
	医療用器械備品	310,686	18,749	19,562	309,874	274,252	19,792	35,622
	その他の器機備品	963,851	103,290	31,363	1,035,778	861,201	72,774	174,577
	車両及び船舶	11,661	5,391	2,981	14,070	9,343	1,088	4,727
	土地	2,330,961	800	-	2,331,761	-	-	2,331,761
	建設仮勘定	49,210	178,466	110,864	116,812	-	-	116,812
	計	17,608,465	612,987	252,664	17,968,788	11,174,835	395,634	6,793,952
無 形 固定 資産	ソフトウェア	248,955	14,026	9,581	253,399	190,576	37,131	62,823
	その他の無形固定資産	4,927	-	-	4,927	-	-	4,927
	計	253,882	14,026	9,581	258,326	190,576	37,131	67,750

様式第六号

法人名 医療法人 永寿会

※医療法人整理番号 00144

所在地 福岡県福岡市西区今津3810

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	62,236	63,778	-	62,236	63,778
賞与引当金	314,770	963,729	926,645	39,623	312,230
退職給付引当金	1,498,170	163,834	154,240	9,519	1,498,244
役員退職慰労引当金	12,000	1,200	-	4,400	8,800

様式第七号

法人名 医療法人 永寿会

※医療法人整理番号 00144

所在地 福岡県福岡市西区今津3810

借入金等明細表

区 分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40,000	40,000	1.27%	-
1年以内に返済予定の 長期借入金	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
合 計	40,000	40,000	-	-

- (注) 1 平均利率は、期末ベースで算出した加重平均利率を記載しております。
 2 長期借入金の貸借対照表日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	-	-	-	-

様式第八号

法人名 医療法人 永寿会

※医療法人整理番号 00144

所在地 福岡県福岡市西区今津3810

有 価 証 券 明 細 表

【債券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
—	—	—
計	—	—

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
㈱りそなホールディングス	1,700 株	3,078
グローバル・ソブリン・オープン	36,739,429 口	20,772
計	—	23,851

様式第九の一号

法人名 医療法人 永寿会

所在地 福岡県福岡市西区今津3810番地

※医療法人整理番号

00144

事業費用明細表

(単位：千円)

区分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合計
	事業費	本部費	計			
材料費	517,111	2	517,113	7,876	—	524,990
給与費	7,143,609	335,055	7,478,665	239,604	—	7,718,269
委託費	859,998	27,791	887,790	3,856	—	891,647
経費	707,403	112,272	819,676	8,947	—	828,623
その他の事業費用	1,124,500	199,701	1,324,201	16,383	—	1,340,585
計	10,352,623	674,823	11,027,447	276,669	—	11,304,116

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1. 継続事業の前提に関する事項

該当事項はございません。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの……期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

医薬品……最終仕入原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した附属設備並びに構築物については定額法）を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しており、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理方法について

固定資産を購入する目的で受け取った補助金については、受け取った会計年度に一括して収益計上しております。なお、対象となる固定資産については、固定資産を直接減額する方法によって圧縮記帳処理しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引について

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

7. 重要な会計方針を変更した旨等

該当事項はございません。

8. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

建物	885,293 千円
計	<u>885,293 千円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	20,000 千円
計	<u>20,000 千円</u>

9. 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当事項はございません。

(2) 個人である関係事業者

該当事項はございません。

10. 重要な偶発債務に関する事項

該当事項はございません。

1 1. 重要な後発事象に関する事項

該当事項はございません。

1 2. その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、器具備品、車両等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

リース物件のリース料総額および未経過リース料の当期末残高

	総リース料	未経過リース料
医療用器械備品	150,021 千円	112,284 千円
その他の器機備品	141,203 千円	66,191 千円
車両及び船舶	37,847 千円	25,801 千円
ソフトウェア	11,670 千円	987 千円
合計	340,742 千円	205,265 千円

(2) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	14,943 千円
賞与引当金	90,172 千円
未払費用	19,936 千円
未払事業税等	444 千円
役員退職慰労引当金	2,541 千円
退職給付引当金	432,693 千円
投資有価証券	6,623 千円
ゴルフ会員権	25,312 千円
建物減価償却超過額	15,944 千円
前払費用	4,043 千円
繰延税金資産小計	612,654 千円
評価性引当	△51,574 千円
繰延税金資産合計	<u>561,080 千円</u>

(3) 貸借対照表において有形固定資産から直接控除して表示した減価償却累計額 11,174,835 千円

(4) 国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額 1,871,730 千円

法人名 医療法人 永寿会
所在地 福岡県福岡市西区今津3810番地

※医療法人整理番号 00144

関係事業者との取引の状況に関する報告書

- (1) 法人である関係事業者
該当なし
- (2) 個人である関係事業者
該当なし

様式6

監事監査報告書

医療法人永寿会

理事長 齋藤 秀樹 殿

私は、医療法人永寿会の 第45会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月15日

医療法人 永寿会

監事 檀戸敏文

独立監査人の監査報告書

令和8年6月9日

医療法人 永寿会
理事会 御中

有限責任アコード監査法人

東京都中央区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

元小出悟

監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人永寿会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第45会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重

要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上